

農業共済団体の1県1組合化について

平成31年4月

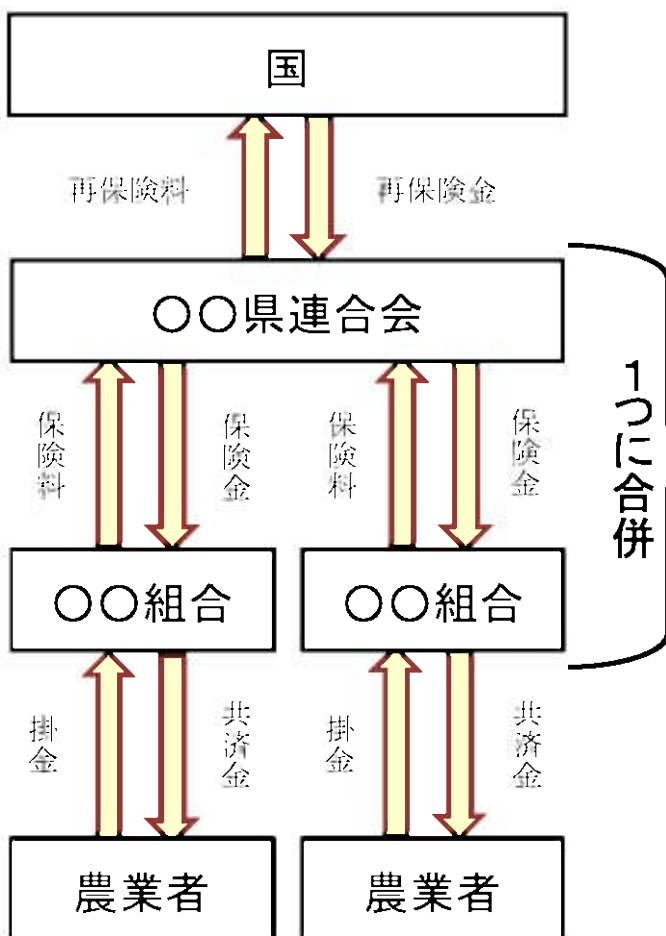
農林水産省経営局保険監理官

1県1組合化とは

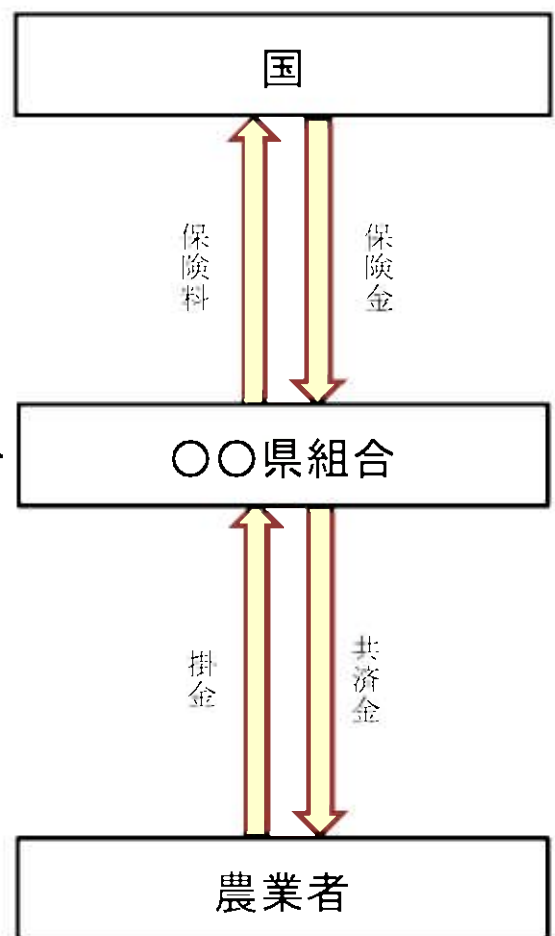
○農業共済制度は、農業共済組合、県単位の農業共済組合連合会、国の3段階で運営しています。

○1県1組合化とは、このうち、県内の組合と連合会を合併により1つにすることです。

【 現 在 】



【 1県1組合化 】



1県1組合化のメリット

十分な共済金が支払われます

- 財政基盤が強化されるとともに、地域が県域まで拡大されリスク分散機能が強化されます。
- これにより、大きな災害が発生しても、十分な共済金が支払われます(財政基盤が弱い場合には、十分な共済金が支払われないおそれがあります。)

サポート体制の拡充が期待されます

- 個々の組合と県連合会とで分散して行われている業務が集約され、人員を有効活用できます。
- これにより、例えば、問い合わせた際のサポート体制の拡充や、新たに収入保険専門部署を設置することなどが可能となり、農業者の皆様に対するサポートが手厚くなることが期待されます。

安定的・継続的に
共済事業を提供できるようになります。

農業者の皆様の
負担軽減につながる可能性があります。

○組織の統合などによる合理化により、低コストの運営が可能^(※)となります。

(※)これまで組合等及び連合会においてそれぞれ行われていた事務が統合されることで、事務の合理化が図られます。(例えば、事故による損害の評価では、組合等による現地調査の後に行うこととされている連合会による抜取調査が不要となり、事務の合理化が図られることで、結果として円滑な共済金の支払が期待されます。)

○これにより、より安定的・継続的に共済事業を提供できるようになるほか、将来的には、農業者の皆様の負担軽減につながる可能性があります。

1県1組合化には上記などの様々なメリットがあり、全国的に1県1組合化の動きが加速しています。

全国の状況
(次のページ)

全国の状況

○1県1組合化については、様々なメリットがあることから、農林水産省としても推進してきているところです。

○現在、36都府県が1県1組合となっており、今後数年の間に、ほとんど全ての県が1県1組合となることが見込まれています。

青色 : 1組合化済(36都府県)

水色 : 1組合化の目標年度決定済(9道県)

白色 : 検討中(2県)

